

令和2年第4回定例豊頃町教育委員会議事録

招 集 年 月 日	令和2年4月28日
招 集 場 所	える夢館 委員会室
開 閉 会 日 時	開会 令和2年4月28日 14:00
	閉会 令和2年4月28日 14:51

	議席番号	委 員 氏 名	出欠の別
出席及び欠席教育長・委員名 招 集 5名 出 席 5名 欠 席 0名	1	山 本 芳 博	出席・欠席
	2	櫻 井 康 雄	出席・欠席
	3	宝 田 博 幸	出席・欠席
	4	長 濱 竜 一	出席・欠席
	5	鈴 木 千 賀 子	出席・欠席

会 議 録 署 名 委 員	議席番号	署 名 委 員 氏 名
	1・2	山 本 芳 博 ・ 櫻 井 康 雄

説明のために出席した者の 職 氏 名	山田 教育課長	馬場 給食センター所長
	門 主幹兼車両係長兼体育振興係長	笠間 総務係長
	加藤 学校教育係長	菅野 社会教育係長兼図書係長
	中村 教育推進員	
会 議 の 経 過	議事日程・会議に付した事項・会議の過程 別紙のとおり	

上記会議の経過概要は、教育委員会事務局職員 笠間一秀 の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

日程	議件番号	議 件 名	審議結果
第1		議事録署名委員の指名 (1 番 山 本 ・ 2 番 櫻 井)	決 定
第2		会期の決定 (4月28日から 4月28日までの1日間)	決 定
第3		諸般の報告	報告済み
第4	報告第1号	令和2年度全国学力・学習状況調査及び令和2年度全国体力・運動能力・運動習慣等調査の中止について	報告済み
第5	報告第2号	令和2年度緊急災害時等スクールバス配車体制について	報告済み
第6	承認第1号	専決処分の承認を求めることについて (新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業期間等における豊頃町立学校職員の在宅勤務実施要領の一部改正(令和2年4月7日教委訓令第3号))	承 認
第7	承認第2号	専決処分の承認を求めることについて (新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業期間等における豊頃町立学校職員の在宅勤務実施要領の一部改正(令和2年4月20日教委訓令第4号))	承 認
第8	議案第1号	要保護・準要保護児童生徒の認定について	原案可決
第9	議案第2号	豊頃町教育支援委員会委員の委嘱について	原案可決
第10	議案第3号	豊頃町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について	原案可決
第11	議案第4号	豊頃町学校運営協議会委員の委嘱について	原案可決
第12	議案第5号	豊頃町社会教育委員の委嘱について	原案可決
第13	議案第6号	豊頃町「報徳のおしえ」推進会議委員の委嘱について	原案可決
第14	協議第1号	豊頃町教育事務執行の点検・評価報告書(案)について	決 定
第15	協議第2号	豊頃町教育事務執行の点検・評価に係る学識経験を有する者の知見の活用について	決 定

令和2年第4回定例教育委員会議事録

山本教育長	挨拶 ただいまから、第4回定例教育委員会議を開催いたします。 日程第1 「議事録署名委員の指名」であります。 1番 教育長山本、2番 櫻井代理、よろしくお願ひいたします。 日程第2 「会期の決定」です。 「4月28日」本日1日といたしたいと思ひます。ご意見ありませんか。
各委員	なし。
山本教育長	では、本日1日限りとさせていただきます。 日程第3 「諸般の報告」を行います。
笠間係長	「総務係、学校教育係、社会教育係、体育振興係、図書館、給食センター、 える夢館ギャラリー」について、別紙により主な行事等について報告する。
山本教育長	諸般の報告について何かご質問・ご意見等はございますか。
各委員	なし。
山本教育長	それでは、諸般の報告については報告済みとさせていただきます。 次に日程第4 報告第1号「令和2年度全国学力・学習状況調査及び令和2 年度全国体力・運動能力・運動習慣等調査の中止について」を議題とします。 事務局から報告をします。
山田課長	報告第1号を説明する。 1ページをお開きください。全国学力・学習状況調査は、文部科学省の実施 要領に基づき、小学校第6学年の全児童及び中学校第3学年の全生徒を対象に 実施するもので、小学校においては国語・算数の教科に関する調査と質問紙に よる学習意欲や学習方法・生活等に関する調査を、中学校においては国語・数 学・英語の教科に関する調査と小学生と同様、質問紙による調査等を例年行っ ているものであります。 また、全国体力・運動能力、運動習慣等調査は、スポーツ庁の実施要領に基 づき実施するもので、調査対象者は、すべての小学校第5学年並びに中学校第 2学年とし、調査内容につきましては、小中学校とも8種目の実技と運動習慣、 生活習慣に関する質問紙による調査等を例年行っているものであります。 令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症にかかるその後の状 況及び学校教育への影響等を考慮し、今年度は中止する旨の通知が、別紙のと おり令和2年4月17日付けで文部科学省総合教育政策局長及びスポーツ庁次 長からそれぞれにされましたので、本町におきましても今年度につきましては 調査を中止することといたしました。 以上、報告します。
山本教育長	報告第1号について事務局の説明を終わります。 本件につきまして、ご質問・ご意見等ございますか。
各委員	なし。
山本教育長	では、無いようなので本件につきましては、報告済みとさせていただきます。 次に日程第5 報告第2号「令和2年度緊急災害時等スクールバス配車体制 について」を議題とします。

	事務局から報告をします。
門主幹	<p>報告第2号を説明する。</p> <p>今年度につきましては、1番目としまして豊頃小学校児童101名・教職員23名。合計124名につきましては、スクールバス5台で対応します。</p> <p>2番目の豊頃中学校生徒73名・教職員21名。合計94名につきましては、スクールバス3台で対応します。</p> <p>3番目といたしまして、大津小学校児童10名・教職員6名。合計16名につきましては、教職員車両使用としています。</p> <p>スクールバスの輸送予定時間でございますが、豊頃小学校・豊頃中学校につきましては、スクールバス車庫からえる夢館までおよそ30分。</p> <p>大津小学校につきましては、大津小学校から大津コミセンまでにつきましては3分。国道336号避難場所までにつきましては10分を想定しています。</p>
山本教育長	<p>報告第2号について事務局の説明を終わります。</p> <p>本件につきまして、ご質問・ご意見等ございますか。</p> <p>大津小学校は、例年同様、教職員の皆さんにお願いするという体制で、それぞれ、周知した中でお願いしているところでございます。よろしいでしょうか。</p>
各委員	はい。
山本教育長	<p>それでは、本件につきましては報告済みとさせていただきます。</p> <p>次に日程第6 承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業期間等における豊頃町立学校職員の在宅勤務実施要領の一部改正（令和2年4月7日教委訓令第3号））」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をします。</p>
山田課長	<p>承認第1号を説明する。</p> <p>議案6ページをお開きください。</p> <p>豊頃町教育委員会事務委任等に関する規則第3条の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業期間等における豊頃町立学校職員の在宅勤務実施要領の一部改正について、令和2年4月7日専決処分いたしましたので、同規則第4条第1項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。</p> <p>主な改正内容について、8ページの新旧対照表によりご説明いたします。</p> <p>第2条の実施期間の規定を削除し、第3条の対象職員の規定を新型コロナウイルス感染症対策により臨時休校となった小学校、特別支援学校、幼稚園、保育所等に在籍する子を養育する職員、海外から帰国した職員で帰国後14日間を経過していない職員及び教育長が特に必要と認める職員に改めます。</p> <p>なお附則として、この訓令は公布の日令和2年4月7日から施行し、令和2年3月31日から適用することとしております。</p> <p>以上でありますので、ご承認いただけますようお願いいたします。</p>
山本教育長	<p>承認第1号について事務局の説明を終わります。</p> <p>皆さんご存じのとおり、新型コロナウイルス感染症対策が継続していることもありまして、まず、実施期間の制限を削除しているのが大きな改正点であります。併せて対象職員の認定については拡大した内容になっております。</p> <p>本件につきまして、ご質問・ご意見等ございますか。</p>

	よろしいでしょうか。
各委員	はい。
山本教育長	<p>では、無いようなので本件につきましては、提案のとおり承認決定させていただきます。</p> <p>次に日程第7 承認第2号「専決処分承認を求めることについて（新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業期間等における豊頃町立学校職員の在宅勤務実施要領の一部改正（令和2年4月20日教委訓令第4号））」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をします。</p>
山田課長	<p>承認第2号を説明する。</p> <p>議案9ページをご覧ください。</p> <p>豊頃町教育委員会事務委任等に関する規則第3条の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業期間等における豊頃町立学校職員の在宅勤務実施要領の一部改正について、令和2年4月20日専決処分いたしましたので同規則第4条第1項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。</p> <p>主な改正内容について、11ページ新旧対照表によりご説明いたします。第2条を削り、第3条の対象職員の規定に新型コロナウイルス感染症の影響により、介護が必要な親族の介護を行う必要があるため出勤が困難である職員、妊娠中の職員や重症化しやすい基礎疾患を持つ職員など、在宅勤務の実施が新型コロナウイルス感染症の感染リスク低減に資する職員及び通勤時に公共交通機関を利用する職員で、在宅勤務の実施が新型コロナウイルス感染症の感染リスク低減に資する職員を追加。</p> <p>第10条の見出しを情報セキュリティ対策等を公務用パソコン等の持ち帰りによる業務の処理に改め、第3条から第12条までを1条ずつ繰り上げるものであります。</p> <p>なお附則として、この訓令は公布の日令和2年4月20日から施行し、令和2年4月13日から適用することとしております。</p> <p>以上でありますので、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。</p>
山本教育長	<p>承認第2号について事務局の説明を終わります。</p> <p>内容的には、更に対象となる職員の要件を拡大した内容となっております。そのことによりまして、この現在の休業期間中に本町の教職員においても、積極的な在宅勤務を推奨するというようなことで、校長から命じて在宅勤務をされている状況にあります。なお、この全体の内容は、道立学校職員の規則に基づいた内容で、道立学校職員についても同様に在宅勤務の推奨をしているということでもあります。</p> <p>本件につきまして、ご質問・ご意見等ございますか。</p>
各委員	なし。
山本教育長	<p>では、無いようなので本件につきましては、提案のとおり承認決定させていただきます。</p> <p>次に日程第8 議案第1号「要保護・準要保護児童生徒の認定について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をします。</p>

山田課長	<p>議案第1号を説明する。 議案13ページをご覧ください。 令和2年度要保護・準要保護児童生徒の認定申請が14ページの一覧のとおり16件あり、内訳は児童14名・生徒10名ですが、16件すべてが準要保護としての申請となっています。 豊頃町就学援助認定要領第5条及び第6条の認定要件の規定により審査した結果、NO. 3、NO. 4及びNO. 9については、認定要件に該当していないことから認定しないこととし、除く13件については、認定要件に該当しているものとして審査しております。 以上のことから、今回申請された16件について13件は同要領第2条の規定に基づき、就学援助対象者として認定し、3件については認定しないものとしてよろしいかをご審議くださるようよろしくお願いいたします。</p>
山本教育長	<p>それでは、今事務局から説明ありましたが13件についてそれぞれ説明します。 No. 1については、5条第1項のそれぞれに該当していますので、これは認定収入に関わらず認定することとなっていますので、認定することによろしいですか。</p>
各委員	はい。
山本教育長	No. 2の方についても、5条第1項の要件に該当しますので認定することによろしいでしょうか。
各委員	はい。
山本教育長	No. 3の方については、認定要件の6条となりまして認定収入により判定しなければならないということで、1. 3を下回る状況とありますが、1. 53ということでございますので非認定としたいということでございます。よろしいでしょうか。
各委員	はい。
山本教育長	No. 4の方についても、同様に6条要件で1. 3を上回っておりますので、非認定としてよろしいでしょうか。
各委員	はい。
山本教育長	No. 5についても、5条第1項の規定で該当となりますので、認定することによろしいでしょうか。
各委員	はい。
山本教育長	No. 6についても、5条第1項の規定により認定となることから認定することによろしいですか。
各委員	はい。
山本教育長	No. 7についても、5条第1項の規定により認定すべきものとなりますので、認定することによろしいですか。
各委員	はい。
山本教育長	No. 8の方については、5条第2項及び6条要件ということでございますが5条第2項第8号と合わせまして、6条要件でも1. 3を下回る状況でございますので、認定することとしてよろしいでしょうか。
各委員	はい。

山本教育長	No. 9については、6条要件の該当でございまして1.35ということで1.3を超える状況となっておりますので、非認定するというところでよろしいでしょうか。
櫻井委員	No. 9の方は6条要件で1.35ということで申請してくるのは特別な理由があつて申請してきているのですか。
山本教育長	申請は生活が苦しいため申請されていますが、夫婦とも仕事を始めて昨年より収入が見込めますので、生活面では昨年より向上すると思われまので、非認定が妥当と考えています。よろしいでしょうか。
各委員	はい。
山本教育長	No. 10については、5条第2項第8号で、特別な事情により生活保護基準に照らしても0.03という状況でございまして、認定することよろしいですか。
各委員	はい。
山本教育長	No. 11についても、5条第1項に該当していますので、認定することよろしいでしょうか。
各委員	はい。
山本教育長	No. 12については、同じように5条第1項のほうに該当していますので認定することよろしいでしょうか。
各委員	はい。
山本教育長	No. 13については、5条第1項のほうに該当していますので認定することよろしいでしょうか。
各委員	はい。
山本教育長	No. 14については、5条第2項と6条のほうに該当しています。1.3を下回っていますので、認定することよろしいでしょうか。
各委員	はい。
山本教育長	No. 15については、5条第1項に該当しています。認定することよろしいでしょうか。
各委員	はい。
山本教育長	No. 16の方については、5条第1項の規定に基づいて認定することよろしいでしょうか。
各委員	はい。
山本教育長	それでは、申請件数16件のうち3件を非認定とし、残り13件を認定として決定することよろしいですか。
各委員	はい。
山本教育長	なお、この内容については個人情報に該当しますので、この会議内の限りということで外部に漏れることのないようお願いいたします。
山本教育長	では、本件につきましては原案のとおり可決とさせていただきます。 次に日程第9 議案第2号「豊頃町教育支援委員会委員の委嘱について」を議題とします。 事務局から説明をします。
山田課長	議案第2号を説明する。 18ページをご覧ください。豊頃教育支援委員会規則第4条第1項の規定に

	<p>より、森本聡豊頃小学校長他4名を教職員の人事異動等に伴い、豊頃町教育支援に委嘱したいのでご審議くださるようよろしくお願いいたします。</p> <p>任期は、前任者の残任期間の令和2年5月1日から令和3年9月30日までです。</p> <p>なお、全委員の名簿を20ページに記載しておりますのでご参照ください。</p>
山本教育長	<p>議案第2号について事務局の説明を終わります。</p> <p>森本校長他4名を支援委員として、前任者の残任期間ということで委嘱することよろしいですか。</p>
各委員	はい。
山本教育長	<p>では、本件につきましては原案のとおり可決とさせていただきます。</p> <p>次に日程第10 議案第3号「豊頃町立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をします。</p>
山田課長	<p>議案第3号を説明する。</p> <p>21ページをご覧ください。</p> <p>豊頃町学校給食センター条例施行規則第7条第1項の規定により、豊頃小学校長森本聡ほか2名を、教職員の人事異動等に伴い豊頃町学校給食センター運営委員会委員に委嘱したいので、ご審議くださるようよろしくお願いいたします。</p> <p>なお任期は、前任者の残任期間の令和2年5月1日から令和3年4月30日までです。</p> <p>全委員の名簿は23ページに記載しておりますのでご参照ください。</p>
山本教育長	<p>議案第3号について事務局の説明を終わります。</p> <p>森本校長他2名の方を前任者の残任期間において委嘱することよろしいですか。</p>
各委員	はい。
山本教育長	<p>では、本件につきましては原案のとおり可決とさせていただきます。</p> <p>次に日程第11 議案第4号「豊頃町学校運営協議会委員の委嘱について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をします。</p>
山田課長	<p>議案第4号を説明する。</p> <p>24ページをご覧ください。</p> <p>豊頃町学校運営協議会規則第8条の規定により、豊頃小学校長森本聡ほか3名を、教職員の人事異動等に伴い豊頃町学校運営協議会委員に委嘱したいので、ご審議くださるようよろしくお願いいたします。</p> <p>任期は、前任者の残任期間の令和2年5月1日から令和3年3月31日までです。</p> <p>なお、全委員の名簿を31ページに記載しておりますのでご参照ください。</p>
山本教育長	<p>議案第4号について事務局の説明を終わります。</p> <p>森本校長他3名の方を前任者の残任期間において、豊頃町学校運営協議会委員に委嘱することよろしいですか。</p>
各委員	はい。
山本教育長	<p>では、本件につきましては原案のとおり可決とさせていただきます。</p> <p>次に日程第12 議案第5号及び議案第7号「豊頃町社会教育委員の委嘱に</p>

	<p>ついて」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をします。</p>
山田課長	<p>議案第5号及び議案第7号を説明する。</p> <p>議案書32ページ・追加議案書1ページをご覧ください。</p> <p>豊頃町社会教育委員に関する条例第2条の規定により、豊頃小学校長森本聡、豊頃町PTA連合会会長中村純也を教職員の人事異動に伴い、豊頃町社会教育委員に委嘱したいので、ご審議くださるようよろしくお願いいたします。</p> <p>なお任期につきまして、森本校長につきましては令和2年5月1日から令和4年3月31日までですが、空席ということになっておりましたので、そのままの任期ということになります。なお、中村純也氏につきましては前任者の残任期間ということ、令和2年5月1日から令和4年3月31日までの任期となっています。</p> <p>なお、全委員の名簿は追加議案書の3ページ。こちらが最終的な社会教育委員の名簿となっております。</p> <p>以上でありますのでご審議くださるようよろしくお願いいたします。</p>
山本教育長	<p>議案第5号及び議案第7号について事務局の説明を終わります。</p> <p>議案第5号については、森本校長を委嘱するという内容でございます。それから、議案第7号については中村純也氏の前任者の残任期間を委嘱するという内容でございます。</p> <p>この件で決定することよろしいですか。</p>
櫻井代理	<p>委員の人数が増えたということですか。</p>
山本教育長	<p>森本校長が新任で、中村純也氏の前任者には学識経験者ということでそのまま残ってもらい最終的に12名ということでございます。</p> <p>その他ご質問等ございますか。</p>
各委員	<p>なし。</p>
山本教育長	<p>それでは、本件につきましては原案のとおり可決とさせていただきます。</p> <p>次に日程第13 議案第6号及び議案第8号「豊頃町「報徳のおしえ」推進会議委員の委嘱について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をします。</p>
山田課長	<p>議案第6号及び議案第8号を説明する。</p> <p>35ページ・追加議案書4ページをご覧ください。</p> <p>豊頃町「報徳のおしえ」推進会議設置規則第3条の規定により、豊頃小学校長森本聡、豊頃町PTA連合会会長中村純也を、教職員の人事異動に伴い、豊頃町「報徳のおしえ」推進会議委員に委嘱したいので、ご審議くださるようよろしくお願いいたします。</p> <p>任期は、前任者の残任期間の令和2年5月1日から令和2年9月30日までです。</p> <p>なお、全委員の名簿を追加議案書の6ページ。こちらが最終的な社会教育委員の名簿となっております。</p> <p>以上でありますのでご審議くださるようよろしくお願いいたします。</p>
山本教育長	<p>議案第6号及び議案第8号について事務局の説明を終わります。</p> <p>本件につきまして、ご質問・ご意見等ございますか。</p>
長濱委員	<p>委員名簿の1番の方の住所は大津幸町ですか。</p>

菅野係長	確認したところ住所は大津幸町です。
山本教育長	現状、住所が大津幸町ということで問題ないかと思えます。 その他ご質問等ございますか。
各委員	なし。
山本教育長	では、本件につきましては原案のとおり可決とさせていただきます。 次に日程第14 協議第1号「豊頃町教育事務執行の点検・評価報告書（案） について」を議題とします。 事務局から説明をします。
山田課長	協議第1号を説明する。 38ページをご覧ください。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、別添のと おり令和元年度豊頃町教育事務執行の点検・評価報告書を作成するものであり ます。 報告書の内容について、別添資料によりご説明いたします。 1ページには、点検評価の趣旨、対象、方法について記載していますが、2 ページから5ページは、教育委員会議の開催状況。5ページ、6ページは、教 育委員会規則等の制定、計画等の策定状況。6ページ、7ページは、教育員会 委員の諸行事や研修会への参加状況。7ページ、8ページは、審議会等の会議 の開催状況。9ページは町民への情報提供。9ページ下段には表彰の実施状況 について記載しています。10ページから18ページで、教育行政執行方針に ついての内部評価を記載しています。 今後、委員皆様のご意見とともに外部評価について学識経験者のご意見を いただき、その内容を包含した報告書を5月定例教育委員会にはかり、決定 いただいた後報告書を町議会に提出します。 その後、公表するよう進めたいと考えておりますので、この報告書の内容に ついて ご協議くださるよう よろしくお願いいたします。
山本教育長	協議第1号について事務局の説明を終わります。 内容については、学識経験者の方のご意見を伺うということでありませ う。皆様にはご一読いただいていると思いますが、更に内容に対しての変更 点がありましたら事務局にお示ししていただければと思います。 本件につきまして、ご質問・ご意見等ございますか。
各委員	なし。
山本教育長	では、無いようなので本件につきましては原案のとおり可決とさせてい た きます。 次に日程第15 協議第2号「豊頃町教育事務執行の点検・評価報告に係る 学識経験を有する者の知見の活用について」を議題とします。 事務局から説明をします。
山田課長	協議第2号を説明する。 40ページをご覧ください。 豊頃町教育事務執行の点検評価等に関する規程第3条第3項の規定に基づ き、 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、種川裕章氏及び 武内利夫氏に意見を伺うよう依頼することとしたいので、ご協議くださ るよう よろしく お願い いた し ま す。

	<p>なお、両氏は、それぞれ本町教育委員会委員としての経歴を有していることから、同規程による適任者であるものと考えておりますので、よろしくお願いたします。</p>
山本教育長	<p>協議第2号について事務局の説明を終わります。 本件につきまして、ご質問・ご意見等ございますか。</p>
各委員	なし。
山本教育長	<p>では、無いようなので本件につきましては原案のとおり可決とさせていただきます。 その他委員の皆さんから何かありますか。</p>
各委員	なし。
山本教育長	引き続き、その他の事項につきまして事務局から説明をお願いします。
山田課長	<p>1 5月30日(土) 豊頃中学校体育祭(延期) 2 6月7日(日) 大津小学校地域合同運動会(延期) 3 6月14日(日) 豊頃小学校運動会(延期) 4 8月1日(土)～3日(月)相馬市少年親善使節団派遣事業(中止) 5 8月6日(木)～14日(金)サマーランドへの中学生派遣交流事業(中止) 6 8月22日(土)～24日(月)滑川市少年親善使節団受入事業(中止) 7 次回委員会開催日時 5月27日(水) 14:00～</p>